

秘密指定解除
公文書監理室

極秘

ダイヤ指示	宛信用	送信用	期
主 信	/	/	2
付	403-10-10		
属			
昭和41年10月6日			
発送日			
発信	ダイヤ	検査	吉貝

文書課長

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	重北 第 1495 号	公 信 日 付	昭和 昭和41年10月 6日 日
主 管	アジア局長 参事官 総務参事官	起 案	昭和 41 年 10 月 0 日
主 任	北東アジア課長	起 案 者	野田
電 話 番 号			
受 信 者	在韓 木村大使	発 信 者	佐藤晚叶代理
送 付 先		(希望発送日)	1956 10 月 日
件 名	韓国人遺骨送還について		

亜北才1445号

昭和41年10月6日

在大韓民国大使殿

外務大臣

韓国人遺骨送還について

本件に関しては、従来の経緯に加え、先般の日韓経済関係懇談会のため訪韓の半場外務審議官に対し、全外務次官より、本件を日韓間において要処理の最優先の重要性ある懸案として考えている旨述べた次第もあり、わが方としても、これをできるだけ韓国側の要望に沿った形で解決したいと考え

ているので、下記の真御参照の上、先方に
至急打診の上、結果回報ありたい。

記

1. 本件に関しては、4月に別添写のとおり
(4月4日付延信聖北米184号参照)
内容のメモを東京において当時の黒田課
長より在京韓国大使館側に平文しおきたる
ところであるが、これに対する先方の反応
はなかった。

2. 然るところ、先般9月10日全外務次官
は、半場外務審議官に対し、次の趣旨を
述べた。

遺骨の件は、400余柱が北鮮出身
であるから、その分を除いた分を韓国
側に引渡すというが、これでは韓国の
国民感情をあまりに無視している。

20年以上も昔の本

籍地、出身地により、遺骨を渡すとか

渡さないとかいうのは、日本政府が、

現在の韓国の国民感情をあまりにも

無視していることになる。韓国政府と

しては、韓国(南朝鮮)出身の者は当然

引き取りが、北鮮出身の者については

韓国に縁故者がいるかいないか公告

し、縁故者の発見されない遺骨について

は、韓国内の葬るべき場所にその由緒

を詳しく明記して埋葬することとしたい。

それでも日本側に異議ありとすれば
 理解し難い。野党は日本との国交正
 常化は名のみで未だに遺骨も帰され
 ていないと非難している矣を考慮され
 たい。(これに対し、外務審議官より、
 厚生省においていろいろの理由もある
 次第であるが、ともかく検討しようと
 答えた。)



3.

(1) 家族等直接の縁故者を発見するためには公告によるというが、その具体的方法如何。

(2) 直接の縁故者でないまでも、韓国のように大家族制度のなお強固に残存している国において、しかも朝鮮動乱の結果、大量の人口の流動により北からの難民が^{多量}定着している状況下では、遺

骨の出身地域の各地区を平がかりに
その縁故に当る者を韓国政府の責任
において調査のうえ、引取り方を申出さ
せるように勸奨できないか。(

付属添付